

堺市消防長庁達第2号

庁 中 一 般
各 消 防 署

堺市消防職員研修規程（平成25年消防長庁達第17号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月19日

堺市消防長 西 尾 学

第12条第1項を次のように改める。

本部研修は、対象職員が特定の場所に集合若しくは研修実施者が所属を巡回して行うもの、映像及び音声を記録したものを配信若しくは相手の状態を相互に認識しながら送受信する方法又は考査を伴う研修資料の閲覧とする。ただし、本部研修担当責任者が認めた場合はこの限りではない。

第18条第1項中「第12条の規定を準用する。」の次に「この場合において、「本部研修担当責任者」とあるのは「所属研修担当責任者」と読み替えるものとする。」を加える。

附 則

この庁達は、令和7年4月1日から施行する。